

# UBC情報



発行：2024年1月4日

No. 283

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

あけましておめでとうございます  
本年も変わらぬご愛顧のほど  
よろしくお願い申し上げます

1月22日（毎月納付は1月10日）は源泉所得税の納期限です。納付がお済でない方は早めに納付してください。

令和5年分確定申告が必要な方はご準備をお願い致します。

## トピックス

### 令和6年度税制改正大綱（主な中小関連のもの）

令和6年度税制改正大綱が公表されました。主な中小企業関連には以下のような改正があります。

#### ◎中小企業向け賃上げ促進税制の見直し

給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、①当期の税額から控除できなかった額は5年間の繰越しを可能とする（繰越し控除をする年度において雇用者給与等支給額が前年度を超える場合に限り適用）、②教育訓練費に係る控除率の上乗せ措置は、増加割合が5%以上、かつ、雇用者給与等支給額の0.05%以上の場合に10%を加算、③厚労省の「くるみん認定」や「えるぼし認定」に係る上乗せ措置を講じる。

#### ◎事業承継税制における承継計画の提出期限延長

法人版事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）の特例措置を適用するための「特例承継計画」について、提出期限を令和8年3月末まで2年延長する。また、個人版事業承継税制（事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）における「個人事業承継計画」の提出期限も令和8年3月末まで延長する。

#### ◎交際費課税の見直し

交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下（現行5千円以下）に引き上げる。

#### ◎インボイス制度の自販機特例等に係る帳簿記載の見直し

帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による取引や使用時に証票が回収される取引（3万円未満に限る）について、帳簿への住所等の記載を不要とする。

#### ◎その他の企業関連

\*大企業向け賃上げ促進税制の見直し、\*イノベーションボックス税制の創設、\*外形標準課税の対象法人の見直し、など。

#### 【今年から使い勝手が向上する「相続時精算課税」】

改正により相続時精算課税についても年110万円の基礎控除が創設され、令和6年1月以後に特定贈与者（令和5年分以前に本制度を選択した場合も含む）から贈与を受けた財産について適用されます。

これにより、本制度を選択した特定贈与者からの贈与が年110万円以下の場合は申告が不要となります。また、特定贈与者が亡くなった際に基礎控除分の贈与財産は相続財産に加算されません。

このほか、特定贈与者から贈与を受けた土地又は建物が災害によって一定の被害を受けた場合は相続時に価額を再計算する特例も創設されます。



### ◆インボイス制度で多く寄せられる質問◆

国税庁はインボイス制度開始後に多く寄せられる質問を公表しました。

#### ◎手書きの領収書によるインボイスの交付

手書きの領収書であっても、インボイスとして必要な事項が記載されていればインボイスに該当します。なお、不特定多数に販売等を行う小売業などに係る取引は簡易インボイス（適格簡易請求書）を交付できるため、宛名は省略可能であり、税率ごとの消費税額等又は適用税率のどちらかの記載で足りす。

#### ◎買手によるインボイスの修正

売手が交付したインボイスの記載事項に誤りがあった場合、買手である課税事業者に対して修正したインボイスを交付する必要がある、買手において追記や修正を行うことは認められていません。ただし、受領したインボイスに買手が自ら修正を加え、売手に修正事項の確認を受けることで、その書類は修正事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、当該書類を保存することで仕入税額控除を受けることができます。

#### ◎従業員が立替払をした際に受領した簡易インボイス

従業員が立替払した際に受領した簡易インボイスに「従業員名」の宛名が記載されている場合でも、その従業員が自社に所属していることを明らかにする従業員名簿等を簡易インボイスと併せて保存していれば、仕入税額控除を行えます（従業員名簿等がない場合は立替金精算書の作成・保存が必要）。

#### ◎実費精算の出張旅費等

従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等は一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められますが、この支給には概算払いのほか、実費精算されるものも含まれます。

### ◆今年から始まる新NISAを利用する場合◆

今年1月からNISA制度は、非課税投資枠の拡大（年間360万円）や非課税保有期間の無期限化など抜本的に拡充した新制度に変わります。

昨年末時点で現行の一般・つみたてNISA口座を金融機関に開設している方は、新NISA口座が自動で開設されるため、金融機関を変更しない場合は手続不要です（ジュニアNISA口座の方は1月1日において18歳である場合に自動で開設）。

新たにNISAを始める方は金融機関に「非課税口座開設届出書」を提出するなど手続が必要です。



### ◆給与所得者で確定申告が必要となる方は◆

令和5年分の所得税の確定申告期間は、令和6年2月16日～3月15日までです。

大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため、確定申告は必要ありませんが、給与収入が2千万円超の方や、給与所得及び退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方などは確定申告をしなければなりません。

また、確定申告の必要がない方でも、年末調整では適用できない医療費控除や雑損控除、寄附金控除、住宅ローン控除（初年分）など各種控除の適用を受ける場合には還付申告をします。この還付申告は確定申告期間に関係なく、1月から申告書を提出できます。

### ◆マイナポータル連携の対象拡大◆

マイナンバーカードを利用してe-Taxで所得税の確定申告を行う際、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、該当項目に自動入力できる「マイナポータル連携」の対象が拡大し、給与所得の源泉徴収票や国民年金基金掛金、iDeCo、小規模企業共済掛金も加わります。

ただし、給与所得の源泉徴収票は、給与支払者が税務署にe-Tax又は認定クラウド等で源泉徴収票を提出していることが必要です（支払金額が500万円超のものなど提出基準があります）。

### ◆令和5年分から財産債務調書提出義務者が拡大◆

一定以上の所得や財産がある方は、財産の種類や価額等を記載した「財産債務調書」を所轄税務署に提出しなければなりません。令和5年分から提出義務者や提出期限などが見直されています。

提出義務者は、①その年分の所得金額（退職所得を除く）が2千万円超で、かつ、その年の12月末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等（国外転出特例対象財産）を有する方、又は②その年の12月末時点で10億円以上の財産を有する方（所得基準なし）に該当する場合となり、令和5年分から②の方が加わりました。

また、提出期限は令和6年6月30日までとなります（国外財産調書も同様）。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 283

発行：2024年  
1月4日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

## 総合福祉

### 貸借対照表総論 ～貸借対照表の内容・種類及び様式～

社会福祉法人の貸借対照表の特徴は、法人全体の貸借対照表に加えて、事業区分及び拠点区分の貸借対照表を作成することにあります。それぞれの様式が示されているとおり、法人全体の財政状態に関する情報を法人単位貸借対照表で示し、社会福祉事業以外に公益事業・収益事業を実施している場合は貸借対照表内訳表を作成し、事業区分ごとの財政状態を示すこととなっています。また、複数の拠点を有する場合は、事業区分貸借対照表内訳表、拠点区分貸借対照表を作成することとなっています。

#### ◆貸借対照表の内容

貸借対照表について、会計基準省令の第3章第4節で以下のように定められています。

##### (貸借対照表の内容)

第25条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

##### (貸借対照表の区分)

第26条 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

2 純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示することで、会計年度末時点における法人の財政状態を示すために作成される計算書類のうちの1つです。財政状態を示すために、貸借対照表に記載する勘定科目についても、以下のように定められています。

##### (貸借対照表の勘定科目)

第28条 貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第三のとおりとする。

#### ◆貸借対照表の種類及び様式

貸借対照表の種類及び様式について、会計基準省令第3章第4節では以下のように定められており、それらの雛型が第三号様式として示されています。

##### (貸借対照表の種類及び様式)

第27条 法人単位貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。

2 貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3 拠点区分貸借対照表は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4 第一項から前項までの様式は、第三号第一様式から第四様式までのとおりとする。



◆12月11日に第8回こども未来戦略会議が開催され、児童手当の支給要件の緩和や3人以上の子どもを扶養する世帯の大学授業料の無償化などが盛り込まれた「こども未来戦略」の素案がまとめられました。

共働き・子育ての推進としては、「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むとしたうえで、制度面では、6月13日の「こども未来戦略方針」に掲げた男性の育児休業取得率の目標(2025年には公務員が85%(1週間以上の取得率)、民間が50%、2030年には公務員が85%(2週間以上の取得率)、民間が85%)を再掲。また給付面では、子の出生直後の一定期間内に両親がともに育児休業を14日以上取得した場合には、28日間を上限として手取り収入が実質的に10割にすることなどを明記しました。

◆これらの議論を踏まえて厚生労働省も、本記事の表題と同名の資料を12月12日に公表しました。2030年代に入ると若年人口は現在の倍のスピードで急減することから、まさに2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかのラストチャンスであるとして、企業のトップダウンによる決断と実行の期待を表明しています。

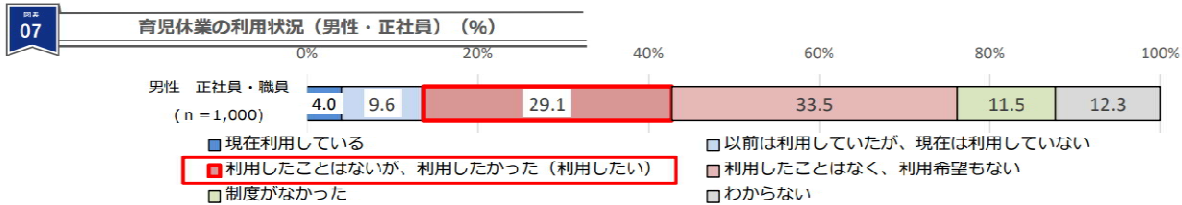
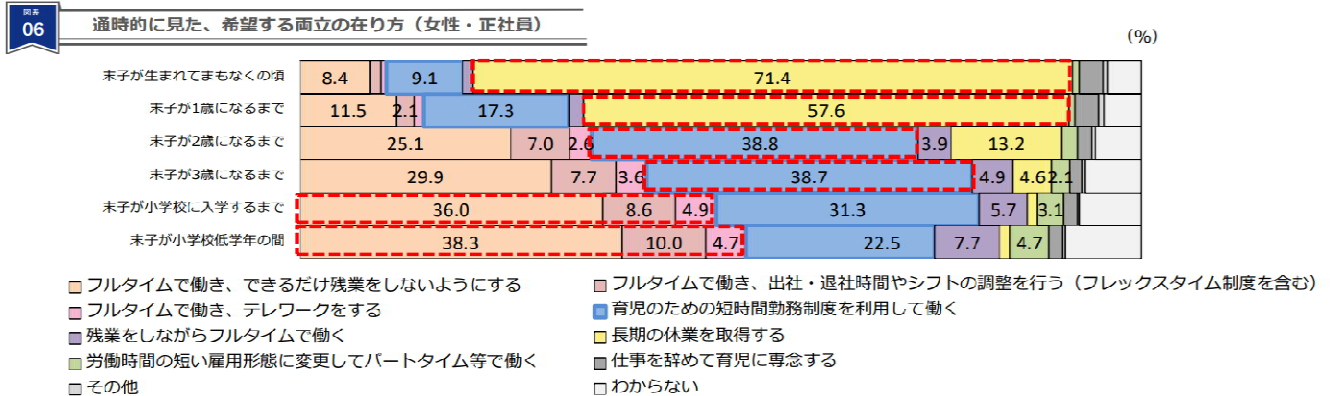
男子学生においても共働きや育休取得の希望割合が急増し女子学生と変わらない水準となっていることや、正社員の男性の約3割が育児休業を「利用したことはないが、利用したかった(利用したい)」と回答しており、正社員の女性については、育児期間中は、休業、残業をしない働き方や柔軟な働き方(入社・退社時間やシフトの調整、テレワーク)を希望する割合が高いことなどを示し(図表1参照)、就労と育児が「両立」できる「働き方」の確立を求めています。

代替要員の確保の難しさや職場での不公平感への対応など、困難な課題も有りますが、育児休業やフレックス勤務体制などが取得しやすい職場環境作りが個々の事業所でも求められています。

(総合福祉研究会)

◆図表1 子育ての希望に応じた働き方等 ～仕事と子育ての両立に関するニーズ～

- 正社員の女性については、子が生まれてまもなくは休業、1歳以降は短時間勤務を希望する割合が高く、**3歳以降は、残業をしない働き方や、柔軟な働き方**(入社・退社時間やシフトの調整、テレワーク)を希望する割合が高い。働き方の希望は子供の年齢で変わっていく。
- 正社員の男性については、**約3割が、育児休業を「利用したことはないが、利用したかった(利用したい)」**と回答している。



(出典) 日本経済団体連合会総合研究所「仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業) ※小学校4年生未満の子の育児を行いながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査

資料:厚生労働省「人口減少社会への対応と人手不足の下での企業の人材確保に向けて」から

